

新規申込

新規に教育・保育施設等に入園（所）を希望される方へ

教育・保育施設等の利用を新規に希望される方（転園を含む）は、「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定申込書」の「新規申込・現況届・給付認定のみ」の「新規申込」を○で囲んだ後、「保育を必要とする事由」（2号及び3号認定で入園（所）を希望される方）を証する必要書類等を添付して、受付期間内にこども課に申込みをしてください。

転園希望の場合は、新規申込となりますので、「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定申込書」の「新規申込・現況届・給付認定のみ」の「新規申込」を○で囲んだ後、「保育を必要とする事由」（2号及び3号認定で転園を希望される方）を証する必要書類等を添付して、こども課に申込みをしてください。なお、「育児休業取得時に保育を利用している」事由の場合、転園の申込みはできませんのでご注意ください。

現況届

現在、教育・保育施設等を利用中で継続して入園(所)を希望する方へ

教育・保育施設等の利用にあたっては、教育・保育給付認定や施設等利用給付認定を受けていただくことが必要とされています。また、教育・保育給付認定（2号・3号認定）及び施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた児童は、年1回、「保育を必要とする事由に引き続き該当しているか」を確認するため、現況届が必要です。提出がない場合、現在の保育の必要性が確認できないため、認定を取り消す場合や保育施設等を解除（退園）となる場合があります。また、令和9年度の「入園(所)申込書」も兼ねておりますので、必ずご提出ください。

現在、利用中の教育・保育施設等を継続して入園(所)を希望される方は「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定申込書」の「新規申込・現況届・給付認定のみ」の「現況届」を○で囲んだ後、「保育を必要とする事由」を証する必要書類等を添付して、現在通われている教育・保育施設等に提出してください。

退園（転園希望を含む）の場合は、現況届を提出する必要はありません。なお、「育児休業取得時に保育を利用している」事由の場合、転園の申込みはできませんのでご注意ください。

給付認定のみ

新規に教育施設に入園が決定した方へ

幼稚園やこども園（町立こども園を除く）に入園を希望する場合は、希望する施設へ申込みをし、入園決定後に「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定申込書」の「新規申込・現況届・給付認定のみ」の「給付認定のみ」を○で囲み、必要事項を記入し、こども課に提出してください。なお、幼稚園での預かり保育を利用するにあたり「保育の必要性の認定」を受ける必要がある場合は、「保育が必要とする事由」を証する必要書類等とともに提出してください。なお、在籍する幼稚園やこども園（1号：教育標準時間認定）が預かり保育を実施していない場合や、無償化対象施設等でない場合もありますので、ご利用前に必ずご確認ください。

◎認定基準

	区分		保育の必要性	対象	利用できる施設
教育・保育給付認定	1号	教育標準時間	なし	満3歳以上	・幼稚園 ・認定こども園（教育認定）
	2号	保育標準時間	あり	満3歳以上	・保育所 ・認定こども園（保育認定）
		保育短時間			
	3号	保育標準時間	あり	満3歳未満	・保育所 ・認定こども園（保育認定） ・地域型保育事業
		保育短時間			
	新1号		なし	満3歳以上	・幼稚園（新制度未移行）
施設等利用給付認定	新2号		あり	3歳児以上	・幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育 ・幼稚園（新制度未移行）＋預かり保育
	新3号		あり	0～2歳児 市町村民税非課税世帯	・認可外保育施設

- （1）求職活動、育児休業中は保育短時間の認定となります。
- （2）就労、疾病・障がい、介護・看護は提出書類等で判定されます。
- （3）保育認定で保育の必要量（保育標準時間（11時間以内）もしくは保育短時間（8時間以内））を超えて利用される方や、保育標準時間でも施設が定めた保育時間を超えるときは、延長又は時間外の料金が発生します。
- （4）保育施設等の利用期間中に満3歳を迎える場合、誕生日の前日から2号認定に自動更新され、当月中に保育施設等より新しい支給認定証をお渡しします。保育料に変更はありません。

◎記載要領

- (1) 児童1人につき申込書は1枚です。(きょうだいと同時に申込む場合、就労証明書等は上の子に原本を、下の子には写しを添付してください。)
- (2) 教育・保育施設等の【新規申込・現況届・給付認定のみ】の申込みにあたり の内容をご理解のうえ、保護者のご署名をお願いします。ご署名がない場合は、受付ができませんのでご注意ください。
- (3) 「申請に係る就学前子どもの氏名等」の欄は「氏名」にふりがなを付し、記入してください。転園を希望して新規申込をされる方や利用中で継続して入園(所)を希望する方は「現在、利用中の教育・保育施設等名」と「現在の利用時間(2号・3号のみ)」を必ず記入してください。
三木町に転入予定の方は、現住所と転入予定住所を記入してください。入園(所)月の前月10日までに住民登録が確認できない場合は、入園(所)が取り消しになります(広域利用を除く)。
- (4) ①世帯等の状況は、申請する子どもを含む保護者、同一世帯及び同居者(世帯分離している場合を含む)を記入してください。

- ・「続柄」の欄は、申請する子どもを本人とし、本人からみた続柄(父母兄弟姉妹等)を記入してください。申請する子どものきょうだい、就学前のきょうだい、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、企業主導型保育施設を利用している場合は在籍証明書を提出してください。18歳以上のきょうだいがいる場合は、保護者が扶養している証明を提出してください(学生証の写し等)。
- ・「同居の同別」の欄は、該当するほうに○で囲んでください。「別」に○を囲んだ方は、備考欄に住所を記入してください。
- ・「障害者手帳等の有無」の欄は、該当するほうに○で囲んでください。「有」に○を囲んだ方は、保育料が減額される場合がありますので、それを証する書類を申込書に添付してください。なお、障がい児(者)のいる世帯の保育料の減額対象者は、申請する子ども、申請する子どものきょうだい及び保護者です。
- ・「家庭の状況」については、「ひとり親家庭」及び「生活保護の適用」の欄のどちらかにチェック(☑)をしてください。保育料が減額される場合がありますので、それを証明する書類(児童扶養手当証書、医療費受給者資格証(ひとり親)等)の写しを提出してください。
- ・「祖父母の状況」は、「同居・別居等」の欄の該当するものを○で囲み、死別・離別以外は祖父母の状況を記入してください。

- (5) ②申請子どもの情報については、「障害者手帳の有無」、「アレルギーの有無」、「持病の有無」の欄のどちらかにチェック(☑)し、手帳等がある場合はその写しを添付してください。また、特別児童扶養手当を受給されている場合は、□にチェック(☑)し、写しを添付してください。
- (6) ③利用を希望する教育・保育施設等名は、入(園)所したい順番に記入してください。入(園)所の意思のない施設は記入しないでください。記入していただいた保育施設等での利用調整となりますので、できるだけ第4希望までご記入ください。

利用を希望する教育・保育施設等は、事前に見学するなどをして自身で必要な情報をご確認ください。入園(所)内定後の辞退は、他の申込者にとって非常に迷惑となりますので、入園(所)申込みの際は、十分に検討したうえで申込みをしてください。

なお、3 幼稚園での預かり保育を利用する場合に、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、チェック(☑)し、保育が必要とする事由を証する必要書類等とともに提出してください。

(7)「④保育を必要とする事由等」の欄は、保護者及び子どもと同居の 65 歳未満の同居者（世帯分離している祖父母等を含む）全員の続柄（申請子どもからの続柄）を記入し、保育を必要とする事由のうち、該当するものにチェック（☒）し、保育を必要とする事由（下表を参照）に応じた必要書類等を提出してください。

保育を必要とする事由	必要提出書類
(1) 就労 労働をすることを常態としているため、子どもの保育ができない場合	就労証明書（事業所勤務の場合：事業所の証明、自営業の場合：自営を行っている就労者本人が証明した就労証明書と個人事業の開業・廃業等届出書 ^④ （写）等） ※育児休業取得中で新規入園（所）する場合は、復職予定年月日が記入された就労証明書
(2) 妊娠・出産（予定日： 年 月 日） 出産前後のため、子どもの保育ができない場合 ※予定日の 6 週前のかかる月から出産後 8 週のかかる月の末日まで	母子健康手帳（写） （表紙（父母の名前）と分娩予定日又は出産日のわかるもの）
(3) 疾病・障がい 疾病や負傷、または精神若しくは身体に障がいを有しているため、子どもの保育ができない場合	診断書原本（保育ができない状況及び治療期間の記載があるもの） 身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）など、保育の必要性がわかるもの
(4) 介護・看護 同居の親族（長期間入院等をしている親族）を常時、介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合	診断書原本（介護を要する程度を記載したもの） 身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（写）など保育の必要性がわかるもの（相談の上、必要書類の提出）
(5) 災害復旧 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっているため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合	り災証明書等
(6) 求職活動 求職活動（起業準備を含む）を行っているため、子どもの保育ができない場合	求職活動申立書、ハローワーク受付票等 ※入園（所）後 2 か月以内に就労証明書の提出がない場合は、退園となります。
(7) 就学 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、子どもの保育ができない場合	在学証明書又は学生証（写）等
(8) 虐待・DV 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	公的機関が発行した証明書等
(9) 育児休業（ 年 月 日復帰予定） 当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが保育施設等を利用しており、継続利用を希望する場合	就労証明書（育児休業の取得期間が記入されたもの） ※産後 8 週のかかる月の 25 日までに提出。ただし、 <u>当該育児休業に係る子が、満 1 歳に達する前日までの育児休業のみに限る</u>
(10) その他 町長が上記の事由に類すると認める状態にある場合	

「保育を必要とする事由」の(1)～(9) 以外の場合で子どもの保育できない事由がある場合は「(10) その他」にチェック（☒）し、内容を〔 〕欄に記入してください。

保育の認定に必要な書類の未提出や虚偽の届出をした場合、認定を取り消す場合や利用の解除（退園）となる場合があります。また、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

！ 注意！

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定で「保育の必要性の認定」を受けた場合、保育を必要とする事由の変更（転職、退職、育児休業、妊娠・出産等）や世帯状況の変更（転居、家族構成の変更等）等があった場合、当月の 25 日までに必要書類を添付し、変更申請を行ってください。書類の提出がなかった場合、認定が取り消される場合や利用の解除（退園）となる場合があります。

（留意事項）

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定や保育施設等への入園（所）については、

- ・ 保育の認定事由に該当しないため、希望する認定が受けられない
- ・ 希望者が多数のため希望する保育施設等に入園（所）できない
- ・ 保育を必要とする事由により利用期間や利用時間の希望に添えない

場合がありますので、あらかじめご承知ください。